

実験動物福祉規程

2017年 2月20日 制定
[最終改訂 2020年 2月18日]



第1条 序文：動物福祉の理念

当社は、人々の健康増進に寄与し、生命科学の発展のために動物実験が必要不可欠であると同時に「動物は命あるもの」であることを認識し、実験動物の適正な飼育に関する法令等を遵守し、実験動物の管理及び使用を行う。

実験動物の適正な利用にあたっては、3 R s の原則【出来る限り動物を供する方法に代わりえるものを模索すること (Replacement)、利用目的の把握と品質向上により供される動物の数を少なくすること (Reduction)、苦痛を伴う管理の排除や飼養方法の改善に努めること (Refinement)】を基本理念とし、常に感謝の念を持って動物に接する。

これらの基本理念を念頭に、当社は、下記の「実験動物福祉三原則」の精神に則り、動物の利用の適正化を図るものとする。

実験動物福祉三原則

1. 私たちは、責任をもって、実験動物を適正に取扱い、実験動物の品質向上に努めます。
2. 私たちは、実験動物に関する知識と技術を深め、動物の特性を理解し、できる限り動物に苦痛を与えないよう努めます。
3. 私たちは、実験動物を慈しみ、尊い「命」に対して感謝します。

第2条 目的

本規程は、動物福祉の理念に基づき、実験動物の飼養及び動物実験に関する業務を科学的・倫理的に適正かつ円滑に推進することを目的とする。以下の国内法令・指針に準拠し、また国外の指針等を参考とし、当社業務活動における動物福祉社内基準を定めると共に、監視改善を行うための組織体制を定めるものである。

- ・動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)(平成15年法律第97号)
- ・動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示第140号)
- ・実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)
- ・動物の殺処分方法に関する指針(平成19年環境省告示第105号)
- ・農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年農林水産省)
- ・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)
- ・厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年厚生労働省)
- ・動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年日本学術会議)
- ・実験動物の管理と使用に関する指針-第8版(2011年米国科学アカデミー-米国研究協議会)
[Guide for the Care and Use of Laboratory Animals, Eighth Edition, National Research Council of The National Academies, 2011.]

上記の法令・指針については改正等の情報に留意し、最新版の入手に努める。

第3条 適用及び用語の定義

本規程は全部署の社員に適用する。更に動物施設、動物販売、動物の検査及び処置、動物配送(輸送)に従事する派遣社員・委託社員(業者)・請負社員(業者)・研修員にも適用する。また、以下に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定める通りとする。

- ①実験動物：動物実験等に供するために、施設等で飼養又は保管している哺乳動物をいう。
- ②動物実験等：実験動物を試験研究、生物学的製剤の製造の用又は材料採取等その他の科学上の利用に供することをいう。系統維持、生産又は検査のための利用、及びそれらに必要な教育・訓練のための利用を含む。
- ③施設等：当社において、実験動物の飼養若しくは保管又は実験、試験等を行うための施設で、動物飼育室の環境を管理する空調施設及び設備をあわせたものをいう。

- ④管理者(Institutional Official)：実験動物の飼養及び動物実験の適正かつ安全な遂行に関する統括責任者(社長)をいう。
- ⑤実験動物管理者(Laboratory Animal Manager)：管理者を補佐し、実験動物に関するすべての管理を行う者(各事業部の責任者)をいう。
- ⑥選任獣医師(Attending Veterinarian)：自社施設で取り扱う全ての実験動物の健康及び福祉について責任を有する獣医師をいう。
- ⑦設備管理責任者(Facility Equipment Manager)：実験動物管理者を補佐し、施設・設備の管理を行う者をいう。

第4条 組織体制及び管理者の責任と権限

1. 実験動物福祉に関する組織体制を別紙に示す。管理者は実験動物福祉に関するすべての活動に対して最終的な責務を負う。管理者の責任及び権限は以下のとおりである。
 - ①実験動物管理者の任命
 - ②福祉活動の監視役として社内第三者の諮問機関とする動物福祉委員会(Institutional Animal Care and Use Committee, IACUC)を設置
 - ③動物福祉委員会の答申に基づく動物実験計画書の承認
 - ④選任獣医師の任命
 - ⑤日本クレア株式会社実験動物福祉規程の策定及び周知
 - ⑥自己点検・評価及び検証の実施(動物福祉内部監査)
 - ⑦情報公開(自己点検、外部検証の結果等)
 - ⑧動物福祉に配慮した、実験動物の生産等を行うために必要な施設・設備の整備
 - ⑨施設で行われるすべての動物実験等に関する監視
 - ⑩実験動物生産施設周辺の生活環境の保全
 - ⑪教育訓練の実施
 - ⑫実験動物の健康及び安全の保持に努める
 - ⑬実験動物についての情報の提供及び飼養保管についての指導
 - ⑭人と動物の共通感染症に係る知識の習得
 - ⑮緊急時マニュアルの整備と関係機関への連絡体制
 - ⑯社員の健康と安全の確保
2. 但し、⑧～⑯については、その責任と権限を実験動物管理者に委譲することができる。また、管理者不在の場合、③に関する権限を総務部長に委譲することができる。

第5条 教育訓練

1. 管理者は、社内に動物福祉の観点から教育訓練を実施する。「教育訓練規定」で資格認定を必要とする業務を明確にし、その業務には資格認定者を任ずる。実施した教育訓練は記録し保管する。
2. 動物への感謝と憐れみの気持ちを忘れることなく動物慰霊祭を実施する。

第6条 動物の飼育管理及び衛生管理

動物の飼育管理の内容を明確にし、動物へ配慮した飼育管理の必要環境条件を定める。動物生産・飼育にあたり、適切な環境を維持するためには、常に清潔に保つことが必須条件となる。このことから衛生管理の実務内容を別途定める。

第7条 動物の健康管理

動物の生産において、動物施設への受入時、育成時、そして外科的処置時には、動物の特性を理解した上で、個体の健康管理及び苦痛を最小限にとどめることが不可欠である。このことから健康管理・外科的処置の基準を別途定める。

第8条 施設・設備

1. 管理者は、実験動物を適正かつ円滑に管理するために、動物の生態を考慮したすべての施設・設備の条件を明確にする。

2. 各施設の実験動物管理者は、施設・設備の管理を設備管理責任者に実施させる。詳細は別途定める。
3. 異なる種類の動物を取扱う場合は、飼育エリアを明確に区分けする。

第9条 生活環境の保全

施設及び施設周辺的生活環境の保全を常に意識し、動物の死体や汚物等の廃棄物は、適切に保管及び処理し、微生物等による環境の汚染防止を図る。

第10条 動物の輸送・保管・販売

1. 動物の輸送にあたっては、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に準拠する。
2. 動物の出荷・輸送・配送に関しては、輸送容器梱包中及び輸送中の動物ストレスを避け、常に必要最小限のストレスですむよう最短時間で輸送出来るよう配慮し、動物の生態にあわせた輸送容器の基準と、輸送車両と輸送状況の管理基準を定める。

第11条 動物実験等を行う施設

動物実験等を実施する場合は、動物愛護の精神に基づき適正な動物実験を行うため「動物実験に関する規程」に従って行う。

第12条 生産計画

動物の生産にあつては、余剰な生産を避けるため常に需要状況を把握して必要最小限規模の生産を心がけ、動物福祉委員会の審査を経て生産動物数の適正化を図る。また、生産するにあたり、以下のことを考慮する。

- (1) 幼齢又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。
- (2) 繁殖の用に供することによる動物への過度の負担を避けるため、繁殖の回数を適切なものとする。

第13条 動物の安楽死

実験動物の安楽死処分方法は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示）」及び「動物の殺処分方法に関する指針（環境省告示）」に準拠する。安楽死の実施については、管理及び実施責任者を指定し、処置を認める条件、実施場所、安楽死された個体の管理、安楽死の処置方法を別途定め、実施記録を保管する。

第14条 緊急事態対応の整備

動物の生産から輸送・受け渡しまでの想定される緊急事態に対応するため、責任者を指名し、緊急時の対応や緊急連絡網など具体的な対策を定め、社員への周知を図り必要に応じて訓練を実施する。

第15条 その他

1. 遺伝子組換え動物に関してはカルタヘナ法等の法令に基づき適正に管理する。
2. 麻酔薬や向精神薬の使用に関し、安楽死処置や外科的処置及び動物実験を行う場合等に使用する麻酔薬については適正な管理を行い、向精神薬の使用にあたっては法律に準拠した管理を行う。
3. 本規程に定めのない事項及び業務上必要な事項については、別途細則その他の規程等に定める。

第16条 規程の改廃

本規程の改廃は動物福祉委員会の審議を経て、管理者が承認する。

附則 本規程は2017年 3月 1日から施行する。

改訂履歴

【2017年 2月20日】制定

【2019年 4月16日】改訂

【2020年 2月18日】改訂

以上